念書

平成	年	月	日		において		
		の不	法行為に。	より		の被った保険事故について	
国民健康仍	呆険法に	こよるイ	呆険 給付			_	
高齢者医療	確保法	による	医療給付	を受けた場合は.	私が第三者に	対して有する損害賠償請求権	

の限度において取得、行使し、かつ、賠償金を受領することに異議のないことをここに書面を もって申し立てます。

なお、あわせて次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 第三者と示談を行おうとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2 第三者に白紙委任状を渡さないこと。

介護保険法による介護給付

- 3 第三者から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額(評価額)をもれなく、かつ、 遅滞なく貴職に届け出ること。
- 4 保険給付額の限度において、自動車損害賠償責任保険金(共済金)を貴職が優先して受領することに異議をのべないこと。
- 5 本件事故に係る治療状況、その他私の個人情報を上記法令に基づく請求のため、貴職、また はその委託を受けている鳥取県国民健康保険団体連合会が取得、利用することに同意します。

平成 年 月 日

 住 所

 氏 名

様

(注)被保険者が未成年の場合は、親権者が念書を差し入れてください。 第三者が複数の場合、全員を実名表記してください。